

平成 21-22 年度『小学書写』 年間学習指導計画作成にあたって

平成 20 年 6 月 13 日に新しい学習指導要領への移行措置が発表されました。平成 23 年度からの新学習指導要領完全実施に向けて、平成 21, 22 年度が移行措置の期間となります。

小学国語科においては、学校の判断で新学習指導要領の規定を先行実施することもできるとされています。

このたび、学習指導計画の作成にあたって参考にしていただけるよう、指導計画案を作成しました。お役に立てば幸いです。

移行措置に関する告示

○文部科学省告示第98号(抜粋)

2 国語

平成 21 年度及び平成 22 年度の第 1 学年から第 6 学年までの国語の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第 2 章第 1 節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新小学校学習指導要領第 2 章第 1 節の規定によることができる。ただし、現行小学校学習指導要領による場合には、平成 22 年度の第 3 学年の国語の指導に当たっては、新小学校学習指導要領第 2 章第 1 節第 2 の〔第 3 学年及び第 4 学年〕の 2〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕(1)ウ(ア)に規定する事項を加えるものとする。

【新学習指導要領 改訂のポイント】

第 1 学年及び第 2 学年

○現行と異なる表現になっていますが、趣旨に大きな変更はありません。

第 3 学年及び第 4 学年

○「点画の種類を理解するとともに、毛筆を使用して筆圧などに注意して」という文言に改められました。

第 5 学年及び第 6 学年

○「用紙全体との関係に注意し」「書く速さを意識して」という文言が加われました。

○「目的に応じて使用する筆記具を選び、その特徴を生かして」という文言が加われました。

○「穂先の動きと点画のつながりを意識して書くこと」という文言が加われました。

【移行措置期間中の授業時数】

○小学校国語科においては、移行措置期間中の授業時数の変更はありません。